

新商品等コーディネート・テストマーケティング支援業務 仕様書

1 委託業務名

新商品等コーディネート・テストマーケティング支援業務

2 目 的

本業務は、令和7年3月に策定した「藤枝市新産業創造プラン」に基づき、本市の強みである「食と農」、「健康・医療」を活用し、本市をフィールドとした新商品・新サービスを創出するため、コンセプト開発・検証や試作・検証、テストマーケティングなど、市内企業等のプロセスに応じた支援を行う。なお、ここで言うプロセスとは、①市場分析、②企画立案（アイデア出し、実現可能性・収益性等の分析、企画案の作成）、③コンセプト開発・検証、④試作製造・検証、⑤テストマーケティング、⑥市場投入の6つに分類・定義し、本業務における支援では、原則として、⑥市場投入を対象としないこととする。

3 業務内容

（1）専門人材の設置

本市をフィールドとした新商品・新サービスを創出するよう、事業開発やテストマーケティング等の専門人材（有識者、実務経験が10年程度の者又はこれに相当する実績を有する者等）を含む、支援体制を構築する。

（2）支援先の選定

以下①～③の事業手法のいずれかで、新商品・新サービスに関する取組を3件程度選定する。選定方法は指定しないため、本市と協議の上、決定することとする。

①市内企業単独での取組

②市内企業と首都圏企業等のオープンイノベーションによる取組

③市外企業で、藤枝市内をフィールドとする取組※

※例えば、本市における地域資源・リソース（農産物等の地元産品、建物・土地、人的コミュニティなど）を活用した取組など。

（3）新商品・新サービス創出に向けたコーディネート・・・支援件数：3件程度

3（1）で構築した支援体制により、3（2）で選定した新商品・新サービスに関する取組を対象に、コンセプト開発・検証から試作製造・検証までのプロセスにおける、新商品・新サービス創出に向けた支援を行う。支援内容としては、企業面談やアドバイス、関係企業や関係機関等の紹介、進捗管理など、必要に応じて実施する。なお、支援件数は3件程度とし、本市と協議の上、決定することとする。

（4）テストマーケティング支援・・・支援件数：1件程度

3（1）で構築した支援体制により、3（2）①～③で示した事業手法での新商品・新サービスの取組を対象に、このテストマーケティングの支援を行う。支援内容としては、テストマーケティング計画（手法や目的、規模等）検討の支援、実施後のデータ分析・評価など、必要に応じ

て実施する。なお、支援件数は1件程度とし、本市と協議の上、決定することとする。

(5) 今後に向けた分析・評価・提案

3(1)～3(4)の実施後、全体の分析・評価を行うとともに、今後の新商品・新サービスの創出に向けた支援体制や支援内容等の改善案を提案する。

(6) 進捗管理・打合せ

3(1)～3(5)が、円滑に実施されるよう、全体スケジュールを作成する。また、必要に応じて、本市と打合せを実施し、打合せ記録を作成する。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 成果品

納入成果品は下記の通りとし、納入前に藤枝市の承認を得ることとする。納入先は藤枝市産業振興部新産業ビジネス創造室とし、納入期限は委託期間内とする。

- | | | |
|-----|---------|----|
| (1) | 事業実施報告書 | 一式 |
| (2) | 打合せ記録等 | 一式 |
| (3) | 上記電子データ | 一式 |

6 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (2) 受注者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後、直ちに返還しなければならない。
- (4) 受注者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行ない、使用にかかる費用もすべて負担する。
- (5) 受注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。
- (6) 受注者は、発注者により期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、誠意をもって適切に対応するものとする。
- (7) 受注者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負う。
- (8) 受注者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わす場合には、この限りではない。
- (9) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
- (10) 受注者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、発注者とその都度協議し、指示を受けるものとする。
- (11) 受注者は本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差

別を解消するための職員対応要領」(平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定)第 2 条に規定する
不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意する。